

鳥取市認定こども園に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月1日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第46号

鳥取市認定こども園に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取市認定こども園に関する条例施行規則（平成30年鳥取市規則第15号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第1項中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

別表第2職員配置の項第1項中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加え、同表職員配置の項第3項第2号中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。